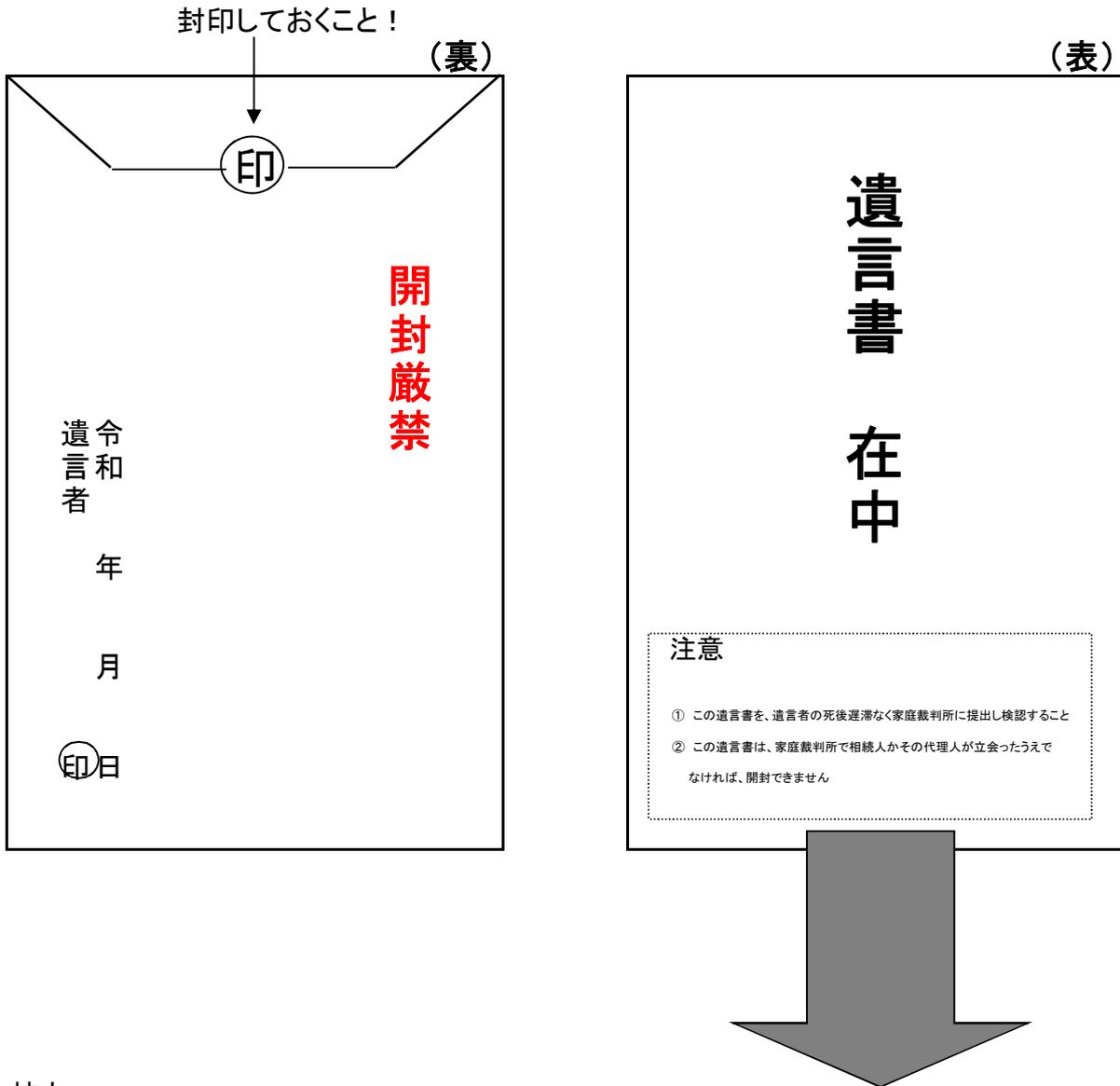


● 自筆証書遺言の封筒



拡大

注意

- ① この遺言書を、遺言者の死後遅滞なく家庭裁判所に提出し検認すること
- ② この遺言書は、家庭裁判所で相続人かその代理人が立会ったうえでなければ、開封できません

※ 発見者(相続人)は、「開封厳禁」としなければ、その場で開封してしまいますので上記のように注意書の記載をお勧めします

※ 公正証書遺言なら検認は不要です

※ 令和2年7月10日より法務局保管も検認は不要です